

会員各位

経営者・経営幹部・人事労務ご担当 殿

労務対策セミナー

最近よく聞く 人事労務トラブルQ&A

講師：弁護士法人片岡総合法律事務所 代表社員 片岡 優 氏

【講師略歴】2008年に弁護士登録、その後「今より一歩明るい未来」を理念に、2010年に片岡法律事務所、2011年に片岡税理士事務所を設立。2019年法律事務所を法人化し、リーガルサービス提供に勤む。現在は一般的な法律業務以外にも、「経営者に必要な時間をつくり出す」をコンセプトにした経営顧問サービス（26時間サービス）も提供している。

■ セミナー概要(予定)

業務上発生する人事労務におけるトラブル事例は、賃金の支払いから有給休暇の取得、ハラスメント問題など、ありとあらゆる場面で発生します。

雇用によって生じる社員との人事労務トラブル発生リスクを低減させるためにも、経営者並びに経営幹部は、社内体制をしっかりと整備するとともに、早い段階でトラブルの芽を摘み、早々に対処することが求められます。

当セミナーでは、具体的なトラブル事例への対処法と予防策を解説頂きながら、自社の労務対策を強化し、適切な実務対応を学ぶものです。

是非ご参加又は参加者のご派遣を賜りますようお願い致します。

■ と き：令和6年3月22日（金）13：30～17：00

■ ところ：日本製鉄鹿島人材育成センター（鹿嶋市光 953-16 Tel:0299-90-3611）

■ 参加費：会員 3,000 円／名（非会員 6,000 円／名）

■ 定 員：30名

主催 （一社）茨城県経営者協会 鹿行地区支部 労働問題研究会

■セミナー内容（解説頂く事例予定です）

- ・採用における試用期間の留意事項
- ・業務遂行能力に支障のある社員
- ・上司に従わない、協調性のない社員
- ・在宅勤務でまじめに働いていない社員
- ・ハラスメント（セクハラ/パワハラ）への対応
- ・取引先から金品を受け取り、過剰な接待を受けている社員
- ・SNS に会社の情報や悪口を投稿する社員
- ・問題のある副業・兼業（自社の秘密情報を利用する等）をする社員
- ・配転拒否、出向、転籍を拒否する社員
- ・高度プロフェッショナル制度対象者にも関わらず、パフォーマンスが低調な社員
- ・疾患により業務遂行が困難とみられる社員
- ・メンタルヘルス不調のある社員の解雇や懲戒処分の際の留意事項
- ・仕事の成果が上がらない社員に対する降格、賃金引下げ
- ・不祥事を起こした社員への退職金の不支給、減額の可否
- ・問題社員の解雇（普通解雇と懲戒解雇の選択）
- ・業績不振に伴う整理解雇
- ・勤務成績の悪い者への退職勧奨
- ・懲戒処分手続上の留意事項
- ・契約満了（雇止め）に不満を持つ有期労働契約社員
- ・問題のあるパート、アルバイト社員への対応
- ・65歳を過ぎても再雇用を求める有期労働契約社員
- ・正社員との待遇の違いに不満を持つ有期労働契約、派遣社員

■ **申込方法**：下記申込書にて、3/15(金)迄に Fax または E メールにてお申し込み下さい。
開催 5 日前を目途に、会場地図等をお送り致します。

■ **お問合せ**：(一社)茨城県経営者協会 事務局 澤畑(英)、黒澤
〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 11 階
Tel：029-221-5301 Eメール：sawahatah@ikk.or.jp

「労務対策セミナー（3/22）」参加申込書

Fax：029-224-1109

茨城県経営者協会行き

お名前：			
お役職名：			
お名前：			
お役職名：			
会社名			
申込担当 ご氏名		申込担当 ご所属	
TEL		Eメール	

※ご質問がございましたら下記へご記入下さい。お寄せ頂いたご質問は当日セミナー内でご回答頂きます

※会場地図等をメールでお送り致しますので、必ずEメールのご記入をお願い致します。

※申込書記載のデータは、講師等への閲覧以外の目的では使用しません。参加企業様の権利利益を損なわないよう努めます。